瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

瀬戸市議会議長　髙島　　淳

瀬戸市議会規則第１号

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会会議規則（昭和３２年瀬戸市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （会議時間）<br>第８条　会議時間は、午前１０時から午後４時４５分までとする。<br>２　議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。<br>３　＜省略＞ | （会議時間）<br>第８条　会議時間は、午前１０時から午後６時までとする。<br>２　議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。<br>３　＜省略＞ |

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。